

2021年3月24日

各 位

株式会社 山梨中央銀行

弊行韮崎支店における不祥事件にかかる刑事処分について（続報）

標記不祥事件につきましては、3月23日付けの公表文におきまして、「本日3月23日（火）、甲府地方検察庁から弊行元行員に対し、不起訴処分とするとの発表がありました」とご案内いたしました。しかしながら、同日に不起訴処分が決定したのではなく、誤解を招きかねない表現でありましたことをお詫び申し上げます。

なお、元行員については、本日3月24日（水）、不審火事件について、甲府地方検察庁が不起訴処分といたしました。

以 上